

## 資格停止措置一覧表

令和5年6月13日措置分

No.	業 者 名	資格停止期間	事 由
1	水道機工(株)	令和5年6月13日から令和5年9月12日まで(3ヶ月)	水道機工(株)は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。
2	(株)水機テクノス	令和5年6月13日から令和5年9月12日まで(3ヶ月)	(株)水機テクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。